

岩手県告示第808号

銃猟禁止区域の指定（平成17年岩手県告示第947号）で告示した二戸市天狗銃猟禁止区域の区域を次のとおり変更した。

平成21年10月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更後の二戸市天狗銃猟禁止区域の区域 二戸市地内の国道395号と二戸市と九戸郡軽米町の境界との交点を起点とし、起点から国道395号を南西に進みさらに北西に進み市道湯田線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道石和線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み林道湯田線との交点に至り、同点から同林道を北に進みさらに北東に進み駒木沢左岸との交点に至り、同点から同沢左岸を上流に進み二戸市と九戸郡軽米町の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域から二戸市猿越峠特定猟具使用禁止区域を除いた区域